

法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準項目

No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	法定の 検査頻度	検査計画頻度 (回/年)		備 考	
				蛇口	浄水場出口		
基01	一般細菌	100個/ml以下	月1回	12	—	病原生物による 汚染の指標	
基02	大腸菌	不検出		12	—		
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	4	—	無機物/重金属	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		4	—		
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		4	—		
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		4	—		
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		4	—		
基08	六価クロム化合物	0.02以下		4	—		
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		4	—		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		4	—		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		4	—		
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下		4	—		
基13	ホウ素及びその化合物	1以下		4	—		
基14	四塩化炭素	0.002以下		4	—		
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下		4	—		一般有機物
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		4	—		
基17	ジクロロメタン	0.02以下	4	—			
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	4	—			
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	4	—	消毒副生成物		
基20	ベンゼン	0.01以下	4	—			
基21	塩素酸	0.6以下	4	—			
基22	クロロ酢酸	0.02以下	4	—			
基23	クロロホルム	0.06以下	4	—			
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	4	—			
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	4	—			
基26	臭素酸	0.01以下	4	—			
基27	総トリハロメタン	0.1以下	4	—			
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	4	—			
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	4	—			
基30	ブロモホルム	0.09以下	4	—			
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	4	—	着色		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	—			
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	—			
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	4	—			
基35	銅及びその化合物	1.0以下	4	—	味		
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4	—			
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	4	—	着色		
基38	塩化物イオン	200以下	月1回	12	—	味	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	4	—			
基40	蒸発残留物	500以下	年4回	4	—	発泡	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下		4	—		
基42	ジェオスミン *1	0.00001以下		4	—	カビ臭	
基43	2-メチルイソボルネオール *2	0.00001以下		4	—		
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下		4	—	発泡	
基45	フェノール類	0.005以下		4	—		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	月1回	12	—	基礎的性状	
基47	pH値	5.8以上8.6以下		12	—		
基48	味	異常でない		12	—		
基49	臭気	異常でない		12	—		
基50	色度	5度以下		12	—		
基51	濁度	2度以下		12	—		

備考 ① *1: 正式名:(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
② *2: 正式名:1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上